

2022年2月号トピックス

還付税金を受ける者に支払う利子に関する歳入法典に基づき発行された省令の案

仏暦 2565 年 (2022) 年 2 月 1 日、閣議は省令 (案) 第.....号を承認しました。歳入法典に基づき、還付税金を受ける者に支払う利息に関する規則と条件を改善し、3 ヶ月間の終了日の翌日から以下のように利息を請求することを決定した。

1. 源泉徴収された税金は、以下のように計算される。

(1) 法律に定める申告期限又は延長若しくは延期された申告期限の期日で、源泉徴収された税金に関する申告期限内に租税の還付の申立書を提出するとき、又は、

2. 契約の相互協議手続き (MAP) に基づく措置が実施された場合、または

(2) タイ政府が外国政府またはタイ貿易経済事務所又は外国貿易経済事務所に対して行った二重課税の免除に拘束される第 1 項以外の場合の税金還付の申請では、当該規定に基づく手続きの結果、税金の還付を受けるかどうかにかかわらず、下記の通りで計算されるものとする。

(1) 還付税金を受ける者が、タイ政府やタイ貿易経済事務所の権限を持つ係官から同規定に基づく措置の結果について通知を受けた日、又は、

(2) 税金還付を申請した日

この(1)と(2)のうち、遅いほうの日にちが適用となる。

また、この点に関して、還付税金を受ける者に支払う利息を規定する歳入法に基づき発行された省令 No.161 B.E 2526 (1983) の条項 1 に基づき、原本を下記の通りご参照してください

1. 還付税金を受ける者に支払う利息は、下記の通りで計算される。

(1) 源泉徴収された税金還付の場合、利息は以下の期間から数えて 3 ヶ月間の終了日の翌日から計算する。

(A) 源泉徴収された租税について申告する必要がある場合、法律で定められた申告期限の最終日または延長もしくは延期された日。

(B) 源泉徴収された租税について申告を要しない場合、租税の還付申立書を提出する日。

特定の商品について、インターネットシステムを通じて電子文書を対象とする印紙税の現金納付するための書式（Or.Sor.9）に基づく印紙税の納付手続規定

歳入局は仏暦 2565 (2022)年 1 月 13 日付の特定の商品について、インターネットシステムを通じて電子文書を対象とする印紙税の現金納付するための書式（Or.Sor.9）に基づく印紙税の納付手続規定、印紙税に関する歳入局長通達（第 65 号）を発行しました。これによると、以下の通り、その適用範囲は、当初の 5 種類から 23 種類へと増えています。

- (1) 土地、住居、その他の建造物又は水上住居の賃貸契約
- (2) 会社、社団、団体もしくは機関が発行する株式、社債、国公債又は債務証券の譲渡
- (3) 買取権付使用契約
- (4) 請負
- (5) 貸付金又は銀行当座貸越
- (6) 保険証券
- (7) 委任状
- (8) 会社株主総会の投票代理権
- (9) 為替手形又は為替手形と同様に用いられる文書、約束手形又は約束手形と同様に用いられる文書
- (10) 船荷証券
- (11) 会社、社団、団体もしくは機関が発行する株式、社債又は債務証券、およびタイ国内で販売される国公債
- (12) 小切手又は小切手に代わる指図書
- (13) 銀行の有利子定期預金の受取書
- (14) 信用状
- (15) 旅行小切手
- (16) 貨物受取証
- (17) 保証状
- (18) 担保
- (19) 倉庫証券
- (20) 荷渡指図書
- (21) 代理人
- (22) 組合に係る契約書。
- (23) 受取書、以下の場合のみ
 - (c) 車両運搬具に関する法律に従い登録される車両運搬具について、その売買、買戻権付き売買、買取権付使用契約又は所有権の譲渡に関して発行される受取書

さらに、この通達により、インターネットシステムを通じて電子文書を対象とする印紙税の現金納付するための書式（Or.Sor.9）に基づく印紙税の納付できる期間が、仏暦 2563 年 9 月 29 日 (2020) から 仏暦 2564 年 12 月 31 日 (2021) まで延長され、さらに 仏暦 2565 年 12 月 31 日 (2022) まで延長されることになりました。

パカポーン・ワンブンット（フォン）タイ国公認会計士 要約